

平成24年第2回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成24年6月19日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	6月19日 午前10時08分		
	散 会	6月19日 午後3時00分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	7	山 内 聰		
	欠席（不応招）議員			
会 議 録 署 名 議 員	11	東恩納 寛 政	1	與 儀 常 次
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た も の	事 務 局 長	上 間 悟	書 記	仲 原 弥 生
	局 長 補 佐	小那覇 安 啓		
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 嶺 英 恭	福 祉 保 健 課 長	島 袋 輝 也
	総 務 課 長	島 袋 隆 則		
	教 育 長	謝 花 弘		
	学 校 教 育 課 長	与那嶺 敏 秋		
	社 会 教 育 課 長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成24年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第1号

平成24年6月19日（火曜日）

1. 開会 午前10時

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長の行政報告	
5		議会運営委員の選任	
6		一部事務組合議会議員の選挙（本部町・今帰仁村清掃施設組合）	
7		沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙	
8	議案第31号	住民基本台帳法の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	説 明
9	議案第32号	今帰仁村暴力団排除条例の一部を改正する条例について	説 明
10	議案第33号	今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について	説 明
11	議案第34号	今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について	説 明
12	議案第35号	平成24年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について	説 明
13	報告第4号	平成23年度今帰仁村一般会計繰越明許費繰越計算書について	報 告
14	報告第5号	平成23年度今帰仁村一般会計事故繰越し繰越計算書について	報 告
15	同意案第4号	教育委員の任命について同意を求める件	説 明
16	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	説 明
17	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	説 明
18		現場踏査	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに平成24年第2回今帰仁村議会定例会を開会します。 (開会時刻 午前10時08分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番 東恩納寛政議員及び1番 與儀常次議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの4日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日から6月22日までの4日間に決定しました。

日程第3. 「議長諸般の報告」を行います。

諸般の報告。1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査報告書が、お手元に配付されています。朗読は省略します。

2. 本定例会に受理した請願(陳情)は、会議規則第91条及び第92条の規定によってお手元に配付の請願(陳情)・意見書・決議文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしましたので報告します。

3. 3月10日 平成24年北部広域市町村圏事務組合議会第39回定例会が開催されました。

4. 3月10日 北部市町村議会議長会第4回定例理事会・総会が開催されました。

5. 3月17日 平成24年第25回若い経営者の主張発表県大会が開催されました。

6. 3月25日 うっぱまビーチ海開きが開催されました。

7. 3月29日 平成23年度北部振興会第2回総会が開催されました。

8. 4月5日 平成24年度名桜大学入学式が開催されました。

9. 4月9日 平成24年度北山高等学校入学式が開催されました。

10. 4月18日 本部警察署長歓迎会が開催されました。

11. 4月20日 第5回今帰仁村こいのぼりまつり掲揚式が開催されました。

12. 4月20日 沖縄の食と農とくらしを守るT P P参加阻止県民集会在開催されました。

13. 4月27日 平成24年度今帰仁村和牛改良組合子牛共進会が開催されました。

14. 4月27日 平成24年度沖縄振興拡大会議が開催されました。

15. 5月2日 なちじんいち実行委員会が開催されました。

16. 5月8日 町村議会議員研修会が開催されました。

17. 5月9日 平成24年度本部地区防犯協会第1回理事会が開催されました。

18. 5月10日 本部町流通センター落成式及び祝賀会が開催されました。

19. 5月11日 国土交通省観光庁観光資源課長新垣慶太氏就任激励会及び講演会が開催されました。

- 20. 5月15日 沖縄本土復帰四十周年記念式典が開催されました。
- 21. 5月17日 北部市町村議会議長会第1回定例理事会・総会が開催されました。
- 22. 5月21日 平成24年度育英会・青少協各総会が開催されました。
- 23. 5月29日 中部・北部合同勉強会が開催されました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4.「村長の行政報告」を行います。これを許します。村長。

○ **村長 與那嶺幸人君** 村長行政報告を行います。

- 3月2日 第2回古宇利島マジックアワーランの安全祈願祭を行いました。
- 3月10日 今帰仁中学校の卒業式が行われました。
- 3月22日 村内各小学校の卒業式が行われました。
- 4月9日 北山高校の入学式が開催されました。
- 4月10日 各小学校・中学校の入学式が行われました。
- 4月11日 北部地区さとうきび増産生産者大会が開催されました。
- 4月21日 第2回古宇利島マジックアワーラン in 今帰仁村を開催しました。
- 4月26日 第39回今帰仁村親善チャリティーゴルフ大会が開催されました。
- 4月27日 今帰仁村和牛改良組合子牛共進会が開催されました。
- 5月14日 平成24年度JA今帰仁支店花キ生産部会通常総会が開催されました。
- 5月16日 平成24年度今帰仁村耕作放棄地対策協議会総会を開催しました。
- 5月19日 第63回沖縄県植樹祭が開催されました。
- 5月21日 公民館連絡協議会・村育英会・青少協の総会が開催されました。
- 5月23日 平成24年度今帰仁村園芸農業活性化協議会総会を開催しました。
- 5月26日 第22回やんばる駅伝競走与論島大会が開催されました。

以上で行政報告を終わります。

○ **議長 久田浩也君** これですべての村長行政報告は終わりました。

日程第5.「議会運営委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定によって東恩納寛政議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ **議長 久田浩也君** 「異議なし」と認めます。

したがって、議会運営委員に東恩納寛政議員を選任することに決定しました。

日程第6.「本部町・今帰仁村清掃施設組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。本部町・今帰仁村清掃施設組合議会議員に與那嶺好和議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した與那嶺好和議員を本部町・今帰仁村清掃施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名しました與那嶺好和議員が本部町・今帰仁村清掃施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、本部町・今帰仁村清掃施設組合議会議員に当選された與那嶺好和議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

日程第7、「沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

沖縄県介護保険広域連合議会議員に東恩納寛政議員を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した東恩納寛政議員を沖縄県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって、ただいま指名いたしました東恩納寛政議員が、沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

ただいま、沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選された東恩納寛政議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

日程第8、「議案第31号 住民基本台帳法の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第31号

住民基本台帳法の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したく議会の議決を求めます。

平成24年6月19日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

住民基本台帳法の改正等に伴い、関係条例を整備するため、当該条例を制定したいので、本案を提出します。

住民基本台帳法の改正等に伴う関係条例の整備に関する条例

(印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正)

第1条 印鑑の登録及び証明に関する条例(昭和53年条例第9条)の一部を次のように改正する。

第2条中「次の各号のいずれかに該当する」を「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本村の住民基本台帳に記録されている」に改め、同条各号を削る。

第4条第2項第4号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 外国住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第5条第2項第1号は、第2号及び第5号中「あらかし」を「表し」に改め、同項第1号中「又は外国

人登録原票」及び「又は登録」を削り、「氏名、氏若しくは名又は氏名の一部」を「氏名、氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、同条に次の1項を加える。

3 村長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第7条第1項及び第8条第3項中「き損」を「毀損」に改める。

第12条（見出しを含む。）第1項、同項第7号及び第2項中「まつ消」を「末消」に改め、同条第1項第4号を次のように改める。

（4）外国人住民にあつては法第30条の45の表の上欄に掲げる者ではなくなったとき。（日本国籍を取得した場合を除く。）

第12条第1項第6号中「氏名、氏若しくは名」を「氏名、氏若しくは名（外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。）」に改め、同条第2項中「第7号」の次に「まで」を加える。

（今帰仁村手数料条例の一部改正）

第2条 今帰仁村手数料条例（平成12年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「住民票」の次に「の写し」を加え、「5枚までは1件、6枚以上10枚までは2件、11枚以上は3件」を「ごとに1件」に改め、同条4項中「1枚を」を「1世帯ごとに」改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

（経過措置）

2 村長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日において印鑑の登録を受けることができないものに係る印鑑の登録については施行日において職権で抹消できるものとする。この場合において、村長は、当該印鑑の登録を受けていた者に対してその旨を通知しなければならない。

3 村長は、この条例の施行日の前日において印鑑の登録を受けている外国人であつて、施行日においてもなお印鑑の登録を認めることができるものに係る氏名等の登録事項について住民票への移行に伴う変更が生じた場合は、施行日において職権により当該事項について印鑑登録原票を修正するものとする。

○ 議長 久田浩也君 日程第9、「議案第32号 今帰仁村暴力団排除条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第32号

今帰仁村暴力団排除条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成24年6月19日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

村の公共工事、その他の村の事務又は事業から暴力団等を排除するため、この条例を提出します。

今帰仁村暴力団排除条例の一部を改正する条例

今帰仁村暴力団排除条例（平成23年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中「公共工事その他の村の事務又は事業」の次に「(以下「公共工事等」という。)」を加え、「必要な措置を講ずるものとする。」の次に「村が発注する公共工事等の下請負（第2次以下の下請負を含む。）についても同様とする。」を加え、同条に次の1項を加える。

2 村は、前項に規定する者が現に公共工事等に参加していることが明らかになった場合は、これを排除する等の必要な措置を講じるものとする。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

(事業者の契約時における措置)

第11条 事業者は、その行う事業に係る契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認める場合には、当該事業に係る契約の相手方、代理又は媒介をする者その他の関係者が暴力団関係者でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に係る契約を書面により締結する場合において、契約の相手方又は代理若しくは媒介する者が暴力団関係者と判明したときは当該契約を解除することができる旨の特約を契約書その他の書面により取り交わすよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新旧対照表は別添で添えてありますので、お目通しください。

- **議長 久田浩也君** 日程第10.「議案第33号 今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

- **副村長 大嶺英恭君**

議案第33号

今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成24年6月19日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

職員定数の見直しのため、この条例を提出します。

今帰仁村職員定数条例の一部を改正する条例

今帰仁村職員定数条例（昭和47年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「91」を「92」に改め、同条第4号中「24」を「23」に改める。

附 則

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

- **議長 久田浩也君** 日程第11.「議案第34号 今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

- **副村長 大嶺英恭君**

議案第34号

今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したく議会の議決を求めます。

平成24年6月19日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

沖縄県母子及び父子家庭等医療費助成事業実施要綱が改正されたため、この条例を提出します。

今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例（平成8年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「組合員又は被扶養者とする。」の次に「なお、母子家庭の母又は父子家庭の父に監護されている児童については、今帰仁村の区域外に住所を有する場合であっても、対象とすることができる。」を加える。

第6条第1項中「受給者証については」を「受給者証の有効期間は」に改め、「交付申請の日の属する月の翌月の初日から、最初」を「交付申請日（他市町村から受給者であった者が転入してきた場合は、今帰仁村の区域内に住所地を有することになった日）から最初」に改め、同条第2項中「発生の属する月の末日」を「発生日の前日（死亡の場合は、発生日当日）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の今帰仁村母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例は、平成24年2月8日から適用する。

新旧対照表は別添で添えてあります。参考にしてください。

○ 議長 久田浩也君 日程第12.「議案第35号 平成24年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

議案第35号

平成24年度今帰仁村一般会計第2回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成24年6月19日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成24年度今帰仁村一般会計補正予算

平成24年度今帰仁村一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ311,192千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,792,423千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成24年6月19日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		267,877	39,320	307,197
	2 国庫補助金	47,888	39,320	87,208
16 県支出金		707,098	223,849	930,947
	2 県補助金	534,605	223,746	758,351
	3 県委託金	31,066	103	31,169
17 財産収入		9,217	301	9,518
	1 財産運用収入	9,213	11	9,224
	2 財産売払収入	4	290	294
18 寄附金		1	1,920	1,921
	1 寄附金	1	1,920	1,921
19 繰入金		189,591	10,831	200,422
	1 繰入金	189,591	10,831	200,422
21 諸収入		166,988	10,571	177,559
	4 雑入	166,300	10,571	176,871
22 村債		259,000	24,400	283,400
	1 村債	259,000	24,400	283,400
歳入合計		4,481,231	311,192	4,792,423

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		584,871	10,437	595,308
	1 総 務 管 理 費	457,097	9,585	466,682
	4 選 挙 費	21,037	748	21,785
	5 統 計 調 査 費	141	104	245
3 民 生 費		1,272,190	6,080	1,278,270
	1 社 会 福 祉 費	799,313	3,108	802,421
	2 児 童 福 祉 費	472,877	2,972	475,849
4 衛 生 費		306,395	14,561	320,956
	1 保 健 衛 生 費	131,094	14,561	145,655
6 農 林 水 産 業 費		822,860	49,182	872,042
	1 農 業 費	770,748	48,615	819,363
	2 林 業 費	12,510	557	13,067
	3 水 産 業 費	39,602	10	39,612
7 商 工 費		34,723	36,386	71,109
	1 商 工 費	34,723	36,386	71,109
8 土 木 費		82,510	136,599	219,109
	1 土 木 管 理 費	12,938	50	12,988
	2 道 路 橋 梁 費	41,086	136,239	177,325
	5 住 宅 費	7,486	310	7,796
10 教 育 費		525,789	57,947	583,736
	1 教 育 総 務 費	81,201	2,320	83,521
	2 小 学 校 費	63,774	27,350	91,124
	5 社 会 教 育 費	179,952	21,436	201,388
	6 保 健 体 育 費	141,521	6,841	148,362
歳 出 合 計		4,481,231	311,192	4,792,423

第2表 地 方 債 補 正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
村づくり交付金（西部地区）	千円 37,000	証書借入	5.0%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行っ た後におい ては当該見 直し後の利 率）	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合では その債権者 と協定する ものによ る。ただし、 村財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 もしくは、 低利に借換 えすることが できる。	千円 38,000	証書借入	5.0%以内 （ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金について、 利率の見 直しを行っ た後におい ては当該見 直し後の利 率）	政府資金に ついては、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合では その債権者 と協定する ものによ る。ただし、 村財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、又 は繰上償還 もしくは、 低利に借換 えすることが できる。
村づくり交付金（中部地区）	27,000	〃			27,500	〃		
村づくり交付金（東部地区）	25,000	〃			25,000	〃		
臨時財政対策債	170,000	〃			170,000	〃		
沖縄振興特別推進交付金事業	0	〃			13,500	〃		
与那嶺諸志線道路改築事業	0	〃			9,400	〃		
合 計	千円 259,000			千円 283,400				

続きまして7ページをお願いします。歳入の15款2項5目の3,932万円の増の主な要因は、1節の道路橋梁費の増でございます。

次、8ページをお願いします。総務費県補助金の1億9,029万5,000円の主な増の要因は、2節の沖縄振興交付金事業補助金1億9,029万5,000円、これが主な要因であります。続きまして4目の1,418万4,000円も増は1節の増でございます。続きまして5目の1,926万7,000円の増は補助金の増でございます。

続きまして9ページをお願いします。1目の総務費県委託金の10万3,000円の増は3節の増であります。

次、10ページをお願いします。1万1,000円の増は、土地貸付収入の増でございます。

次の11ページの1目の29万円の増は、土地売払収入の増でございます。

次、12ページ、192万円の増は、右に書いてあるとおりの寄附金等の増でございます。

続いて13ページの繰入金の1,083万1,000円の増については、繰入金の増でございます。

続きまして14ページの1,057万1,000の増は、雑入の増でございます。

続きまして15ページの1目の1,350万円の増は、1節の増でございます。3目の150万円の増は、農業債の増でございます。4目の土木債の940万円の増は、道路橋梁債の増でございます。

次、16ページをお願いします。1目一般管理費の314万8,000円の増の主な要因は、15節の工事請負費、これが増が主な要因であります。次の4目の91万1,000円の増は、積立金の増でございます。続きまして5目の企画費の552万6,000円の増は、19節の負担金の増。これが主な要因であります。

次、17ページをお願いします。村長選挙費の4万2,000円の増は、12節役務費の増が主な要因であります。7目村議会議員選挙費の70万6,000円の増は、11節の需要費、それと委託料、これが増が主な要因であります。

続きまして18ページの10万4,000円の増の主な要因は、3節職員手当、それと11節の需要費、これが増であります。

次、19ページをお願いします。295万8,000円の増の主な要因は、7節の賃金210万5,000円、これが増が主な要因であります。続きまして5目の国民年金事務費の15万円の増は、委託料の増であります。

続きまして20ページをお願いします。保育所費の297万2,000円の増は賃金の増。164万5,000円、これが主な要因であります。

続きまして21ページの1目の52万5,000円の増は、工事請負費の増でございます。2目の予防費の713万5,000円の増は報酬の120万円。8節の報償費、そして一番下のほうの13節の委託料、これが主な要因であります。

次、22ページをお願いします。3目が33万3,000円の増は、主に委託料の増でございます。そして4目の656万8,000円の増は、7節の賃金が主な要因であります。

続きまして24ページをお願いします。農業振興費の1,550万円の増の主な要因は、19節の負担金1,500万円、これが主な要因であります。続きまして4目の185万3,000円の増の主な要因は、需用費と備品購入費、これが増で主な要因であります。続きまして農業構造改善事業費の161万8,000円の減

の主な要因は、13節委託料、これが主でございます。続きまして9目村づくり交付金の3,288万円の増は、工事請負費2,410万円、これが主な要因であります。

続きまして26ページをお願いします。55万7,000円の増は委託料の増でございます。

27ページの1万円の増は旅費の増でございます。

次、28ページの1,656万9,000円の増は、13節の委託料が主な要因であります。続きまして観光振興費の1,981万7,000円の増は、7節の賃金、これと13節の委託料、これが主な要因であります。

続きまして30ページをお願いします。5万円の増は11節の増であります。

続きまして31ページをお願いします。道路維持費の8,268万9,000円の増の主な要因は、15節の工事請負費7,410万円、これが主な要因であります。道路新設改良費の5,355万の主な要因は、13節委託料5,300万円、これが主な要因であります。

続きまして32ページの住宅管理費の31万円の増は、工事請負費の増でございます。

続きまして33ページ、232万円の増の主な要因は、8節の報償費、これが主でございます。

続きまして34ページの2,735万円の増は、15節の工事請負費の2,570万円、これが主な要因であります。

続きまして35ページをお願いします。社会教育総務費の補正の1,390万8,000円の増の主な要因は、13節の委託料1,212万3,000円、これが主な要因であります。

次、36ページの文化財保護費の64万9,000円の主な要因は、需用費の増、54万4,000円、これが主な要因であります。続きまして4目の53万8,000円の増の主な要因は、13節の委託料。これが主でございます。次の59万9,000円の主な要因は、工事請負費の増であります。6目グスク交流センター等費の574万2,000円の増は委託料、これが主な要因であります。

続きまして37ページ、保健体育総務費の579万9,000円の主な要因は、15節の工事請負費の269万円。それと18節の備品購入費の157万8,000円、これが主な要因であります。続きまして学校給食費の104万2,000円の主な要因は、需用費と工事請負費の2つでございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 日程第13.「報告第4号 平成23年度今帰仁村一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

報告第4号

平成23年度今帰仁村一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成24年6月19日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成23年度 今帰仁村一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	村債	
			円	円	円	円	円	円
2. 総務費	1. 総務管理費	今帰仁村財務規則整備業務	1,365,000	1,365,000				1,365,000
2. 総務費	1. 総務管理費	海拔表示設置業務	735,000	735,000				735,000
2. 総務費	1. 総務管理費	庁舎改修工事	28,700,000	1,100,000				1,100,000
2. 総務費	1. 総務管理費	住民情報システム外国人住民法改正対応業務	6,195,000	6,195,000				6,195,000
6. 農林水産費	1. 農業費	農業体質強化基盤整備促進事業	84,400,000	84,400,000		67,200,000	16,800,000	400,000
6. 農林水産費	1. 農業費	今帰仁村土地改良事業負担金（仲尾次）	13,003,000	2,889,000				2,889,000
6. 農林水産費	1. 農業費	村づくり交付金事業（西部地区）	127,265,000	51,320,000		41,692,000	7,700,000	1,928,000
合 計			261,663,000	148,004,000		108,892,000	24,500,000	14,612,000

○ 議長 久田浩也君 日程第14. 「報告第5号 平成23年度今帰仁村一般会計事故繰越し繰越計算書について」を議題とします。

本件について提出者の報告を求めます。副村長。

○ 副村長 大嶺英恭君

報告第5号

平成23年度今帰仁村一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成24年6月19日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成23年度 今帰仁村一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担行 為額	左の内訳		支出負担行 為予定額	翌年度繰越 額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出未済額			既収入特定 財源	未収入特定財源		一般財源	
									国県支出金	村債		
6. 農林水 産業費	2. 林業費	茸第2生産施 設整備事業	円 653,300,000	円 609,217,846	円 44,082,154	円 39,242,000	円 39,242,000	円	円 31,043,280	円 6,000,000	円 2,198,720	

○ 議長 久田浩也君 日程第15. 「同意案第4号 教育委員の任命について同意を求める件」についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○ 村長 與那嶺幸人君

同意案第4号

教育委員の任命について同意を求める件

下記の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第62号）第4条第1項によって、議会の同意を求めます。

記

住 所	氏 名	年 齢	任 期
今帰仁村字運天280番地	まつ だ やすし 松 田 泰	71歳	自：平成24年7月1日 至：平成28年6月30日

平成24年6月19日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

現教育委員 謝花喜洋氏 が平成24年6月30日任期満了のため、この同意案を提出します。

履歴書につきましてはお目通しをお願いします。

○ 議長 久田浩也君 日程第16. 「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。村長。

○ 村長 與那嶺幸人君

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の推薦候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項によって、議会の意見を求めます。

住 所	氏 名	年 齢	任 期
今帰仁村字呉我山366番地	新 里 幸 信 <small>しん ざと ゆき のぶ</small>	64歳	自：平成24年10月1日 至：平成27年9月30日

平成24年6月19日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

平成24年9月30日任期満了のため、本案を提出します。

履歴書はお目通しをお願いします。

- 議長 久田浩也君 日程第17.「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。村長。

- 村長 與那嶺幸人君

諮問第2号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の推薦候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項によって、議会の意見を求めます。

住 所	氏 名	年 齢	任 期
今帰仁村字仲宗根212番地	平 安 常 康 <small>ひら やす つね やす</small>	64歳	自：平成24年10月1日 至：平成27年9月30日

平成24年6月19日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

前任者の任期満了により、本案を提出します。

履歴書につきましてはお目通しをお願いしたいと思います。

- 議長 久田浩也君 日程第18.「現場踏査」を議題とします。

お手元にお配りいたしました日程のとおり、本日は現場踏査を行いたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって、現場踏査を行うことに決定いたしました。

本日は現場踏査終了後、散会いたします。

(現場踏査後 散会)